



鳥取県公報

平成 25 年 2 月 8 日 (金)
号外第 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県政務調査費交付条例施行規則を廃止する規則 (3) (財政課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県政務調査費交付条例施行規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県政務調査費交付条例の一部が改正され、政務調査費の使途基準が条例に規定されたことに伴い、使途基準を定めていた規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県政務調査費交付条例施行規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、鳥取県議会委員会条例等の一部を改正する条例の施行日とする。

規 則

鳥取県政務調査費交付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県政務調査費交付条例施行規則を廃止する規則

鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）は、廃止する。

附 則

この規則は、鳥取県議会委員会条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第92号）の施行の日から施行する。